

(平成24年2月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

## 三重国民年金 事案 1158 (事案 1073 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から3年6月まで

前回の申立てについての委員会の判断の理由に関し、約21年前の資料を要求するものであったり、著しく信頼性に劣る記録や国民年金被保険者資格喪失手続についての誤った認識が根拠とされており、不当な結論である。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号に係るA市の国民年金被保険者記録とも、申立期間について国民年金に加入した形跡は無く、国民年金の未加入期間となっていること、ii) 申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないこと、iii) 申立人は、申立期間に係る国民年金被保険者資格喪失手続を行った記憶は無いとしていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年8月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、委員会の当初の決定について、国民年金被保険者資格喪失手続に関する認識に誤りがあると主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から63年6月まで  
平成元年5月に私が結婚するので、母親が、未納があつてはいけないと国民年金保険料をまとめて納めた。兄の保険料も同様に、結婚するまで母親が納めていたにもかかわらず、私の保険料だけが未納となっている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の母親は、申立人の婚姻を契機として、国民年金保険料を遡及納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、平成2年5月頃に払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられる上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、ほかに申立期間について、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1160

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から53年2月まで

申立期間は、それまで勤務していた会社を退職し、アルバイトや農業などをしながら、新しい仕事を探していた時期である。当時は子供もいたので、国民年金と国民健康保険に加入していたと思う。妻が勤めていたので、国民年金保険料を支払うことはできた。申立期間について、国民年金に加入していないことは納付できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の妻に聴取しても、加入手続及び保険料納付についての具体的な供述を得ることはできず、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立期間について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1885

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 6 月 7 日から 43 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 11 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで

申立期間について、証明できる書類は残っていないが、標準報酬月額に誤りがあるので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社から得ていた報酬額と比べ、標準報酬月額が低額であると主張している。

しかしながら、現在、申立人が代表取締役を務めるA社には、当時の賃金台帳等の関連資料は保管されておらず、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間①について、申立人の標準報酬月額とA社で申立人と同じ年に被保険者資格を取得した3人の同僚の標準報酬月額とを比較しても、資格取得時の標準報酬月額は年齢に応じた額となっており、申立人の標準報酬月額のみが著しく低額であるという事情は見当たらない上、資格取得から1年後の昭和39年7月に随時改定が行われ、申立人の標準報酬月額は同期の同僚と比べ最も高い額となっていることが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額が誤りであることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 1886（事案 845、1551 及び 1821 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 10 月 1 日から 23 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 23 年 9 月 1 日から同年 12 月 5 日まで

申立期間について、新たな資料は無いが、総務省年金記録確認 A 地方第三者委員会において資料が無くても認められているケースがあり、また、申立期間①における健康保険番号が\*番であるのは不自然である。さらに、私が居住していた場所については未調査のため申し立てる。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) B社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、申立人と一緒に働いていた旨供述する者はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立人の入社時期についての供述等を得ることはできなかったこと、ii) B社は昭和 30 年 2 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本で判明した当時の役員等関係者の所在も不明のため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかったこと、iii) B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 20 年 4 月 1 日の資格取得（健康保険番号\*番）から 23 年 8 月 1 日の資格取得（健康保険番号\*番）までの間に、同社において被保険者資格を取得した者は無く、申立人及び上記の申立人が記憶している同僚を含む多くの従業員が申立人と同日の 23 年 8 月 1 日に資格取得している上、これらの同僚に照会したところ、複数の同僚が本人の被保険者資格取得日より 2 年から 3 年ぐらい前に同社に入社したと供述していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況

うかがえること等を理由として、また、申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間②のうち昭和23年10月21日以降の期間においてC社D工場で勤務していたことは確認できるものの、申立期間②に同事業所に在籍していた複数の同僚(申立人が記憶している同僚を含む。)に照会したところ、複数の同僚が、入社して最初の3か月から6か月程度の期間は臨時社員だった旨、臨時社員の際は厚生年金保険に加入していなかったと思う旨の供述をしている上、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険の加入時期に違いがみられることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとはいえない状況がうかがえること、ii) 申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったこと、iii) C社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点が見られないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年2月18日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人から再度の申立てがあり、申立期間①及び②に係る申立てについて、i) 申立人が健康保険証を使用して受診していたと主張しているため、申立人から提示があった医療機関について調査したところ、所在が不明の医療機関がある上、現存する医療機関について照会したものの、いずれも当時の資料は無い旨の回答があり、申立人が主張する内容について確認することができなかったこと、ii) 旧E町の住所地に現存している医療機関についても調査したが、申立期間当時、開院していた医療機関は見当たらないため、当時の関連資料や供述を得ることはできなかったこと等を理由として、また、申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人から提示があった同僚に照会したところ、勤務時期は特定できないものの、申立人はB社で勤務をしていたことは推認できるが、上記同僚は同社の厚生年金保険被保険者資格を取得していない上、当該同僚の夫は、申立人と同様、昭和23年8月1日に被保険者資格を取得していることから、同社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたとは言えない状況が改めてうかがえること、ii) 同社はF事業所に吸収されたと申立人が主張していることから、F事業所について調査したものの同事業所は厚生年金保険の適用事業所として見当たらないこと、iii) B社と同種の事業内容で所在地が近似している事業所に照会したものの、不明と回答しており、同事業所における関連資料や供述等を得ることはできなかったこと等を理由として、さらに、申立期間②に係る申立てについては、i) 前回聴取できなかったC社の厚生年金保険被保険者である複数の同僚(申立人が記憶している同僚を含む。)を調査した

ところ、申立人を覚えていると供述している同僚はいるものの、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用状況についての供述を得ることはできなかった等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 3 月 31 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、その後、申立人から再々度の申立てがあり、申立人は新たな資料等を提出することなく、「再調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。」と主張しているが、i) 前回、聴取できなかったB社の同僚について再調査したところ、「私は昭和 21 年から結婚した 27 年まで事務員として勤務したが、厚生年金保険料は控除されていなかった。会社に理由を聞くと『資格が無いから。』と言われた。」と供述していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたとは言えない状況が改めてうかがえること、ii) 申立期間②当時、C社D工場の厚生年金保険の被保険者であった同僚について雇用保険記録を調査したところ、雇用保険の資格取得日の2か月後から7か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたとは言えない状況が改めてうかがえる等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 9 月 29 日付けで、年金記録の訂正は必要で無いとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料等を提出することなく、「再調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。」と主張しているが、申立期間①について、B社での新たな資料等は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情は見当たらない。

また、申立期間②についても、C社D工場の事業所払出簿によると、同社の社名は、当初「G社」であったが、その後、「H社」に名称変更していることから、これらの事業所名でも調査したが、当該期間においては、いずれも適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。